

# 2016 春闘速報

全石狩地域2016春季生活闘争闘争委員会

2016年5月26日発 第16号発行責任者 吉田賢一 TEL011-210-0505 Fax011-210-0606

## 合意なき不利益変更は無効

5月25日 第4回労働法連続講座に100名集う！  
～労働条件不利益変更・配置転換の多種多様な事例を検証～

日本労働弁護団北海道ブロックは25日18時30分より札幌市北区の自治労会館で第4回労働法連続講座を開催しました。同日の講座は労働条件の不利益変更と配置転換をテーマに行われました。講師の竹信航介弁護士・中島哲弁護士は不利益変更の意味や配置転換の定義を説明し、様々なケースを想定し対処方を講義しました。会場には連合組合員67名を含めた100名が参加し「合意のない不利益変更は無効」等の解説に熱心に聞き入りました。また、会場からは実際の協議事項へのアドバイスを求める声も出ました。札幌地区連合会はこの連続講座に当初より実行委員会として参画しています。今後も引き続き講座は開催される予定です。ふるって参加願います！



会場からは具体例へのアドバイスを求める声も！

## 女性正社員の職場環境受難

さっぽろ労働相談センター4月の相談状況  
2018年の「5年ルール」対応・雇止めも散見！

さっぽろ労働相談センターは5月23日に4月の相談状況を発表しました。4月の相談者は46人で相談件数は77件です。相談者の中、女性正社員は11人ですが、相談件数が30件に達し、1人当たりの相談件数が2.73件です。女性正社員の職場環境が厳しくなっています。業種は、女性活躍の場として強くアピールされている建設業や介護・福祉・子育ての分野に特化しています。また、相談の半数以上は法律違反の内容で、建設業では16件中10件の違反（違反率62.5%）、介護・福祉・子育ての分野では23件中14件が法律違反（違反率60.9%）の内容でした。

法律違反の内容は休憩・休日・有給休暇の取得に関係するものが殆どです。有期雇用契約労働者に対する雇止めの相談では、事業主による改正労働契約法の「5年ルール」対策が表れています。一旦雇用契約を解消し事業運営の負担軽減を確実にして、その後扱いやすい労働者を再度呼び寄せるといった労務政策を堂々とする事業者が表れています。また職場の集団的雇用契約の手続きとして重要な役割を果たす就業規則の改定について事業主の意のままに執行され、結局は労働条件不利益変更を強行されたという相談も寄せられています。労働条件の不利益変更への対応は普段から取り組むことが肝要です。

6月4日 石狩地区労働相談 10時～18時 ☎ 0133-64-5355 面談可

6月18日 千歳地区労働相談 10時～18時 ☎ 0123-23-2221 面談可